

静岡県立大学短期大学部ハラスメント防止対策委員会細則

平成 23 年 9 月 23 日 細則第 47 号

改正 平成 28 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この細則は、静岡県立大学ハラスメントの防止及び対策に関するガイドライン第 6 の (1) 及び静岡県立大学ハラスメントの防止及び対策に関する規程 (平成 19 年 4 月 1 日規程第 98 号) 第 26 条第 2 項の規定に基づき、短期大学部ハラスメント防止対策委員会 (以下「委員会」という。) の設置及び運営等について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) ハラスメント防止のための広報・啓発活動並びに研修の企画、実施に関すること。
- (2) その他、必要なハラスメント防止の企画、実施に関すること。

対策と啓蒙に関すること

(組織)

第 3 条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。ただし、女性委員が複数加わらなければならない。

- (1) 短期大学部長
- (2) 事務部長
- (3) 学生部長
- (4) 附属図書館長
- (5) 短期大学部副部長
- (6) 各学科及び一般教育等の教員群から各 1 名
- (7) その他短期大学部部長が指名する者

(委員の任期)

第 4 条 前条第 6 号及び第 7 号に掲げる委員の任期は、1 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第 5 条 委員会に委員長を置き、短期大学部部長をもって充てる。

2 委員長は、会務を総理する。

3 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は委員の 3 分の 2 以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明を求め、又は意見を述べさせることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総務室において処理する。

(委任)

第9条 この細則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

- 1 この細則は、平成23年9月27日から施行する。
- 2 この細則の施行後、最初に選出される委員の任期は第4条第1項の規定にかかわらず平成24年3月31日までとする。

附 則

この細則は、平成28年4月1日から施行する。